



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………
- ……………(建設局河川部指導調整課)……………

告示

●東京都告示第千五百三十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千二百九十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十九日

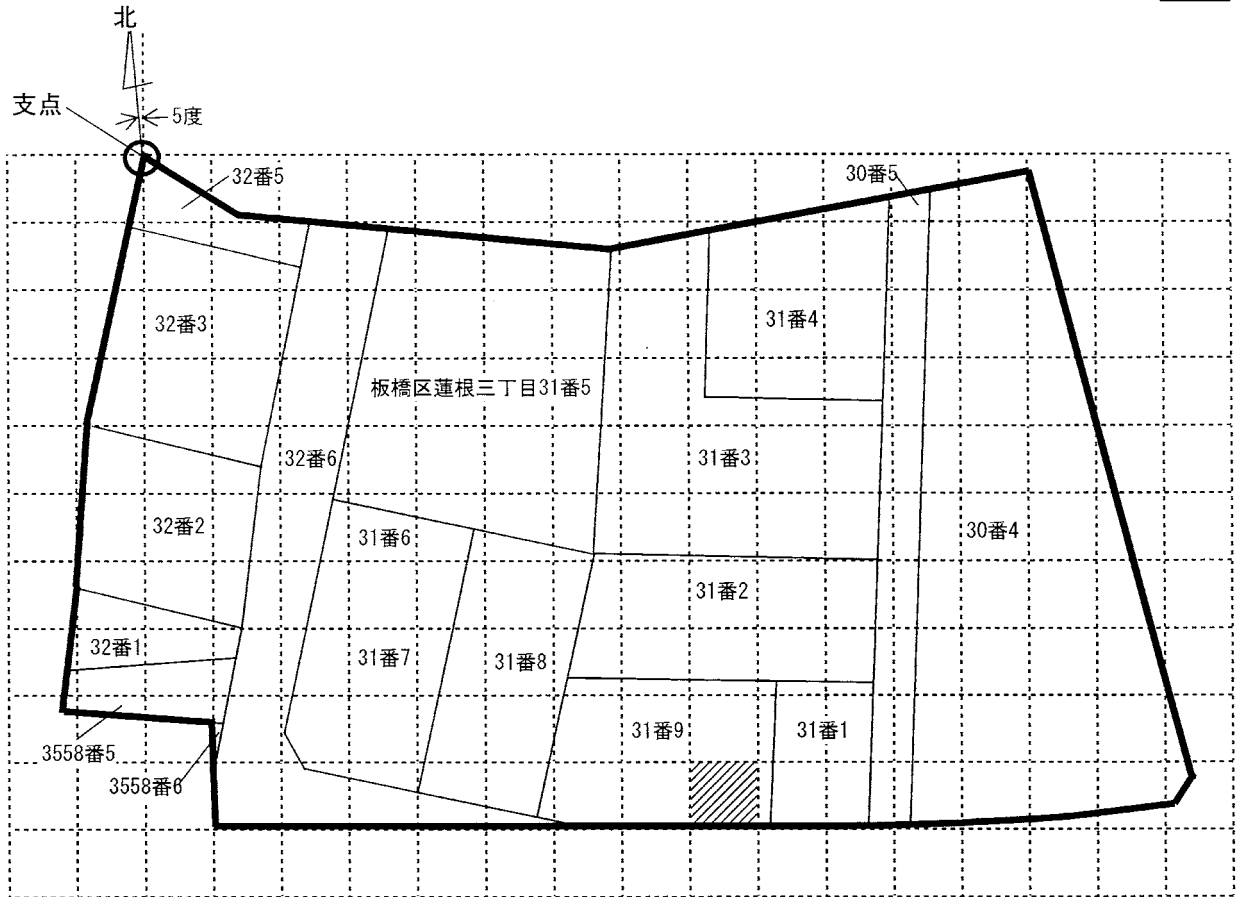
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区蓮根三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 六価クロム化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<支点>
 支点は、板橋区蓮根三丁目32番5の最北端とする。

<格子の回転角度> 5度
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 調査対象地
- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 指定を解除する区域

●東京都告示第千五百三十九号

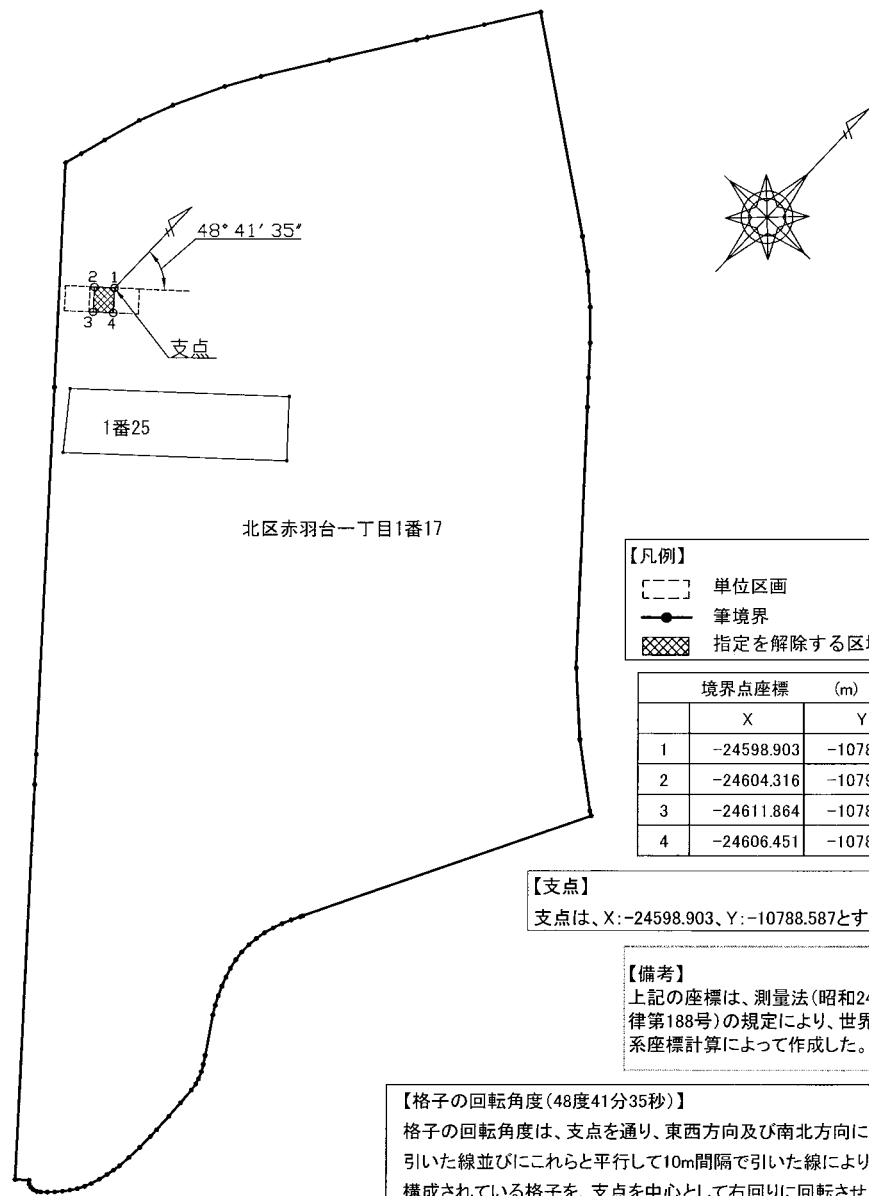
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十六年東京都告示第百三十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十九日

東京都知事 舛添要一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区赤羽台一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 指定を解除する区域

	境界点座標 (m)	
	X	Y
1	-24598.903	-10788.587
2	-24604.316	-10794.747
3	-24611.864	-10788.218
4	-24606.451	-10782.058

【支点】
 支点は、X:-24598.903、Y:-10788.587とする。

【備考】
 上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(48度41分35秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百四十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千三百八十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十九日

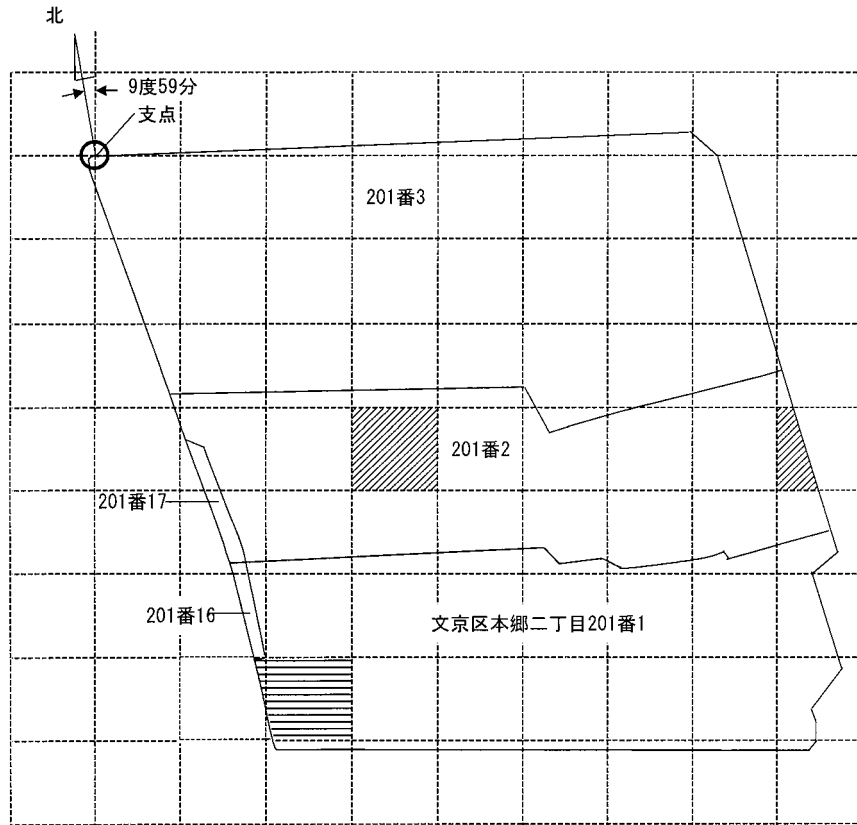
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(文京区本郷二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<凡例>

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- ▨ 指定を解除する区域
(平成26年東京都告示第1383号により指定した区域)
- ▧ 形質変更時届出区域
(平成23年東京都告示第1346号により指定した区域)

<支点>
支点は、文京区本郷二丁目201番3の最北端とする。

<格子の回転角度> 9度59分
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

この関係図書は、平成二十六年十一月十九日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都南多摩西部建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十九日

東京都知事 舩添 要一

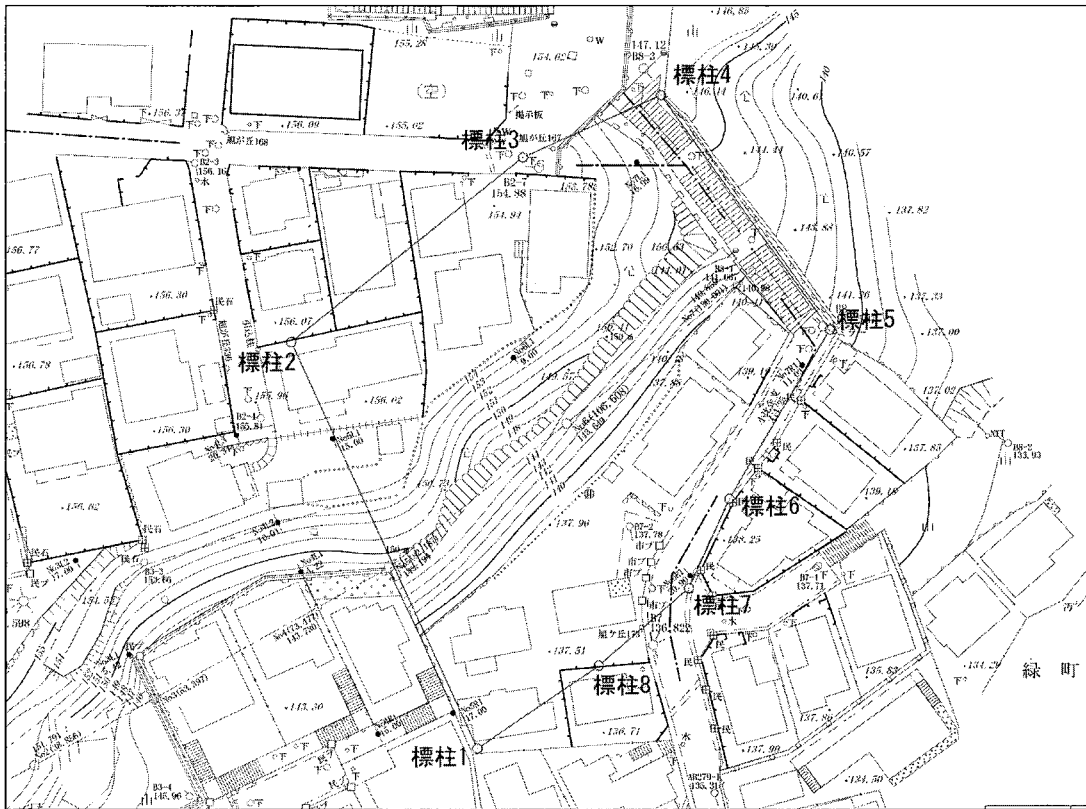
- 一 区域の名称
八王子市山田地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号とを結んだ線に囲まれた土地の区域(別図のとおり)

- 八王子市山田町
 - 一六〇六番四七 一号及び八号
 - 一六〇六番二〇 二号
 - 一六〇六番二〇 三号
- 同市緑町
 - 三五三番二〇 四号
 - 三五三番二六 五号及び六号
 - 三五三番二五 七号

別 図

八王子市山田地区 急傾斜地崩壊危険区域
八王子市山田町及び緑町各案内



発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルされています。